

重要事項説明書

(地域密着型通所介護)
(介護予防・日常生活支援総合事業)

事業者：デイサービスさくら

〔愛川運動機能回復センター〕

通所介護・介護予防通所介護 重要事項説明書 [令和6年6月1日改定]

当事業所はご契約者に対して、通所介護サービス・介護予防通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：デイサービスさくら TEL：046-239-4851

担当 佐川 瑞来 重要事項説明者 佐川 瑞来

各市区町村でも受け付けております。※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

- ・ 厚木市介護保険課 046-225-2240
- ・ 愛川町健康長寿課 046-285-2111
- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課 045-329-3447 0570-022110 (苦情専用)

2 デイサービスさくら（愛川運動機能回復センター）の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービスさくら（愛川運動機能回復センター）
所在地	神奈川県愛甲郡愛川町 134-3
介護保険指定番号	通所介護事業（神奈川県 1471600179号）
サービス提供地域	愛川町

(2) 営業時間

月 ～ 金	8:00 ～ 17:00
-------	--------------

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者／生活相談員	介護福祉士	1名		1名
機能訓練指導員	柔道整復師	1名以上		1名以上
生活相談員／介護職員	実務経験者	1名以上		1名以上
介護職員	介護福祉士/2級介護員		1名以上	1名以上
	その他		1名以上	1名以上

(4) ディスクロージャーについて

事業計画及び財務内容については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

<http://www.sakura-magokoro.jp/>

3 サービス内容

通所介護計画（介護予防通所介護計画）に沿って、送迎、機能訓練、その他必要な介護等を行います。

4 利用時間

	利用時間
午前の部	8：50 ～ 12：00
午後の部	13：30 ～ 16：40

5 利用料金

(1) 利用料

下記の基本料金及び加算は介護保険法で定める通所介護・介護予防通所介護サービスの報酬単価です。

下記利用料金の内容に変更があれば文書にて通知いたします。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

○通所介護サービスの場合

基本料金（1回につき）	単位（1単位＝10.45円）	利用者負担分（1割）
要介護1	416単位	435円／日
要介護2	478単位	500円／日
要介護3	540単位	565円／日
要介護4	600単位	627円／日
要介護5	663単位	693円／日
個別機能訓練加算（Ⅰイ）（1回につき）	56単位	59円／日

※別途単位数合計に8.0%の介護職員等処遇改善加算が加わります。（利用者負担割合の額となります）

○介護予防通所介護サービスの場合

基本料金（1月につき）	単位（1単位＝10.45円）	利用者負担分（1割）
要支援1	1798単位	2030円／月
要支援2	3621単位	4087円／月

※別途単位数合計に8.0%の介護職員等処遇改善加算が加わります。（利用者負担金は負担割合によります）

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。1kmにつき20円。

(3) 利用料金のお支払い方法

現金でお支払のお客様は、月末締め翌月20日までに当社職員にお渡しください。

金融機関口座からの自動引き落としのお客様は、27日に引落し出来る様にご準備ください。

また当事業所は、料金の支払を受けたときは、領収書を発行します。再発行はいたしませんので大切に保管ください。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

通所介護計画（介護予防通所介護計画）作成と同時にサービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

7 事故発生時の対応

- (1) 当社のサービス時間内及び送迎中に事故が発生した場合、速やかにご家族、居宅介護支援事業者、市町村に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を行います。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行います。

8 非常災害時・緊急時の対応

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成しております。
- (2) 防火管理についての責任者を定めております。
- (3) 年1回定期的に、避難・救出訓練を行っております。
- (4) 病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、また緊急搬送等の必要な措置を採ります。

9 職員研修

従業員の資質向上のため、研修計画を立て、また業務の執行体制についても検証、整備致します。

採用時研修 採用後 1 週間

継続研修 年 2 回

10 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11 送迎に関して

①原則として、玄関までのお迎え、お送りをいたします。

身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご本人、ご家族様と話し合いを行い、提供できる範囲の送迎サービスをさせていただきます。

②送迎時間につきましては、交通事情等で、大幅に到着が遅れる場合がございます。

その際は、事業所より電話連絡いたします。

③利用者様の体調不良等を除き、準備等ができていない場合、他の利用者様にご迷惑をかけてしまいますので長時間待機することはできません。ご本人、ご家族のご協力をお願いいたします。

④ 乗車中は、安全のため全席シートベルトの着用をお願いしております。

12 <個人情報利用期間>

契約書に定めた期間。

契約が解消された後は5年間保管し、その間使用する事はありません。

<肖像権について>

当社の、ホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者様の映像・写真を使用させていただく場合には、事前に説明を行い、同意書を提示致しますので、ご納得いただいた場合には同意の署名を頂き、交付致します。

同意を頂いた場合は、同意書に記載された範囲においての利用をさせていただきます。

13 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日				
		結果の開示	1	あり	2	なし
	2 なし					
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日				
		評価機関名称				
		結果の開示	1	あり	2	なし
	2 なし					

【 会社の概要 】

社名 株式会社まごころ
資本金 46,000,000 円
社員数 80 名（契約社員含む）
設立 平成18年 3月
所在地 東京都世田谷区上北沢4-16-11-4F
代表者 代表取締役 松村 一公

【 事業内容 】

訪問看護事業／訪問介護事業／居宅介護支援事業／通所介護事業

【事業所】

神奈川県愛甲郡愛川町中津134-3
デイサービスさくら （愛川運動機能回復センター）
（神奈川県指定番号 1471600179 ）
管理者 佐川 瑞来

上記について、説明を行いました。担当者 佐川 瑞来 印

重要事項説明書の内容について説明を受け、同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

署名代行事由：

署名代行者氏名 _____ 印